

勅令第十六号

諸学校通則

第一条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得但寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得

(注記1)

第二条 寄附金ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第三条 学校幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止其府県立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ経ヘク其区町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ其私立ニ係ルモノハ設置変更ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘク廃止ハ府知事県令ニ上申スヘシ

第四条 凡教^(抹消)_(加筆)〔育〕〔員〕ハ文部大臣若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ

第五条 公立学校ノ用地ハ免税タルヘシ

第貳拾三号

明治十三年^{十二月}第五拾九号布告教育令別冊ノ通改正ス

但明治十四年七月第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ教育令第八条ト改メ同十五年^{十二}月^{十一}第五拾六号布告ヲ廃止ス

右奉 勅旨布告候事

明治十八年八月十二日

太政大臣公爵 三條實美

文部卿伯爵 大木喬任

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統撰ス故ニ学校教場幼稚

園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二条 学校ハ小学校中学校大学師範学校専門学校其他各種ノ

学校トス

第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第五条 大学校ハ法理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所ト

ス

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七条 専門学校ハ法科理科医科文科農業商業職工等各科ノ学

業ヲ授クル所トス

第八条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ独立或ハ連合シテ其

学齡児童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數個ノ小学校又ハ

小学教場ヲ設置スヘシ

但本文小学教場ニ代ルヘキ私立小学校又ハ小学教場アリテ

府知事県令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナ

シ

第九条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス

第十条 学齡児童ヲ就学セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘ

シ

第十一条 父母後見人等ハ其学齡児童ノ普通科ヲ卒ラサル間已

ムヲ得サル事故アルニアラサレハ毎年就学セシメサルヘカラ

ス

但就学督責ノ規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可

ヲ經ヘシ

第十二条 小学校及小学教場ノ学期ハ三箇年以上八箇年以下タ

ルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ其授業時間ハ

一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

但土地ノ情況ニ依リ午前若クハ午後ノ半日又ハ夜間ニ授業

スルコトヲ得ヘシ其授業時間ハ二時ヨリ少カラサルモノト

ス

第十三条 小学校若クハ小学教場ヲ設置スルノ実力ニ乏シクシ

テ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ児童ニ施サントスル町村

ハ府知事県令ノ認可ヲ經ヘシ

第十四条 学齡児童ヲ小学校若クハ小学教場ニ入レス又巡回授

業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ施サントスルモノハ戸長ノ認

可ヲ經ヘシ

但戸長ハ児童ノ学業ヲ其町村ノ小学教場ニ於テ試験セシム

ヘシ

第十五条 学校教場幼稚園書籍館等ニ公立私立ノ別アリ地方税

若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立トシ一人若クハ

数人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立トス

第十六条 公立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止其府県

立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ経ヘク其町村立ニ係ルモノハ

府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十七条 私立学校教場幼稚園書籍館等ノ設置変更ハ府知事県

令ノ認可ヲ経ヘク其廃止ハ府知事県令ニ開申スヘシ

但公立小学校又ハ小学教場ニ代用スル私立小学校又ハ小学

教場ノ廃止ハ府知事県令ノ認可ヲ経ヘシ

第十八条 町村立私立学校教場幼稚園書籍館等設置変更廃止ノ

規則ハ府知事県令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第十九条 小学校及小学教場ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領

ニ基キ府知事県令土地ノ情况ヲ量リテ之ヲ編制シ文部卿ノ認

可ヲ経テ管内ニ施行スヘシ

中学校其他ノ学校ノ教則ハ文部卿其綱領ヲ頒布スルコトアル

ヘシ

第二十条 公立学校教場ノ費用府県会ノ議定ニ係ルモノハ地方

税ヨリ支弁シ町村ノ協議ニ係ルモノハ町村費ヨリ支弁スヘシ

第二十一条 町村費ヲ以テ設置保護スル学校教場ニ於テ補助ヲ

地方税ニ要スルトキハ府県会ノ議定ヲ経テ之ヲ施行スルコト

ヲ得ヘシ

第二十二条 公立学校教場ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十三条 凡学事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ

目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十四条 各府県ハ小学教員ヲ養成セシカ為ニ師範学校ヲ設

置スヘシ

第二十五条 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ニシテ品行端

正相当ノ学力アリ文部卿若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タル

モノタルヘシ

第二十六条 文部卿ハ吏員ヲ府県ニ発遣シ学事ノ実況ヲ巡視セ

シムルコトアルヘシ

第二十七条 凡学校ニ於テハ男女教室ヲ同クスルコトヲ得ス

但小学校及小学教場ニ於テハ男女教室ヲ同クスルモ妨ケナ

シ

第二十八条 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等来観スルコト

ヲ得ヘシ

第二十九条 町村立学校教場ノ教員ハ戸長ノ申請ニ因リ府知事

県令之ヲ任免スヘシ

第三十条 町村立学校教場ノ教員ノ俸額旅費ハ府知事県令之ヲ

規定シテ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ

第三十一条 各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又農学

校商業学校職工学校其他ノ専門学校ヲ設置スヘシ

(注記2)
明治十九年四月二日

内閣総理大臣 花押 (伊藤)

内閣書記官

内閣書記官長

(谷森)

各省大臣

外務	内務 (山県)
大蔵 (松方)	陸軍 (大山)
海軍 (西郷)	司法 (山田)
文部 (森)	農商務 (西郷)
通信 (榎本)	

小学校令 二

- 師範学校令 一
- 中学校令 三
- 諸学校通則 四

(注記 1)

「六」(簿冊内件名番号)

(注記 2)

「局甲一二九」

〔公文類聚 第十編 明治十九年 卷之廿八〕 2A, 11, ㊟274